

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課) 一

ページ

## 告示

○宮城県告示第六百二十五号  
森林法施行令(昭和二十六年政令第一百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十年六月一日

宮城県知事 村井嘉浩

皆伐面積の限度(ヘクタール)

保安林の種類

同一の単位とされる  
保安林の種類

水源かん養保安林

本吉地区

三三七・八一

北上川下流

二八三・一五

石巻地区

三〇七・七三

迫川地区

一、〇〇七・二九

江合川上流

七〇四・八五

鳴瀬川上流

一、一五八・〇四

江合川下流

〇・八四

鳴瀬川下流

一、三四五・八八

白石地区

一、七三六・九一

魚つき保安林

干害防備保安林

土砂流出防備保安林

本吉地区

北上川下流

追川地区

石巻地区

黒川地区

仙台地区

白石地区

仙台市

白石市

角田市

栗原市

登米市

氣仙沼市

石巻市

東松島市

大崎市

柴田町

丸森町

七ヶ宿町

大郷町

大和町

加美町

女川町

南三陸町

石巻市

気仙沼市

東松島市

二五・四二  
八・八  
八・七〇  
一六八・三三  
二六〇・四七  
八・九七  
一〇・三〇  
四五・一四  
五〇・六六  
二〇六・六四  
五・二〇  
五・一〇  
二七・九八  
一八・九七  
三・四〇  
二・〇八  
七・一九  
〇・八七  
三・八〇  
五七・七六  
五・一四  
二・七二  
〇・九六  
六・六一  
四・二四  
〇・二三  
一・四〇二  
〇・七四  
一・八・七六  
二・〇二  
〇・〇六  
一・〇二

保健  
保安  
林

宮城 本吉  
南部 南三陸町  
北部

二〇〇・四六  
二・〇〇  
七・〇〇